

徳島市農業委員会定例総会 議事録

1 とき	令和2年2月26日(水) 開会 午後 3時15分 閉会 午後 4時20分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理 岸本 昇
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 能田 義弘 8番委員 西 一 9番委員 久米 裕純 10番委員 川人 泰博 11番委員 佐々木永薫 12番委員 森 政雄 13番委員 品山 昌美 14番委員 植田美恵子 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 朝田 三郎</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 石田 哲治 3番委員 大平 雅義 4番委員 岸野 重幸 5番委員 谷野 勝 9番委員 増井 孝重 10番委員 武市 慧治 13番委員 高畠 元治 15番委員 住友 勇 16番委員 浦川 昌夫</p>
5 欠席者	2番委員 橘 榮一 19番委員 市岡 沙織
6 欠員	なし

7 議 事

議案

(1) 農地関係議案

付議案件

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
- 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
- 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- 第4号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について
- 第5号議案 農用地利用集積計画の承認について

報告事項

(1) 農地関係報告事項

1. 農地法第3条の3第1項第1号の規定に基づく届出について
2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
5. 農地法第18条第6項の処理について
6. 農地であることの証明について
7. 転用届出の取消について（4条届出）
8. 転用届出の訂正について（5条届出）

令和 2年 2月 徳島市農業委員会総会 議事録

(開会 午後3時15分)

議長

ただいまから令和2年2月徳島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員19名のうち過半を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、2番・橘 榮一委員と19番・市岡 沙織委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないということですので、本日の議事録署名者は、6番・金澤 敬治委員、16番・谷川 興一委員にお願いします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願ひいたします。

では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページを御覧下さい。全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われれます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は、許可後130aに至り、譲渡人は対象地においてハウスでイチゴの栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は、許可後135aに至り、譲渡人は対象地において水稲やスダチの栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で農地6筆の所有権が移転されるものです。譲受人は新規就農者で、今回の許可申請により耕作面積を43a取得し、対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。譲渡人が新規就農者ということで、今月13日に地元委員2名、譲受人1名、事務局2名の計5名で新規就農面談を行いました。

4番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は、許可後66aに至り、譲受人は対象地において、キャベツやブロッコリー等野菜の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は、許可後127aに至り、譲受人は対象地において、牧草の栽培を行うとのことです。

第1号議案は、以上5件で、対象地は、田6,006㎡、畑3,967㎡、計9,973㎡です。御審議をよろしくお願ひします。

議長

事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実

際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思ひます。

それでは、3番の案件で新規就農面談に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月13日の午後4時から3番の案件で新規就農面談を実施したので報告します。参加者は、浦川推進委員さんと私の委員2名と譲渡人1名、事務局2名の5名です。譲受人は、農業経験は無いものの、半年前から知り合いの農地を借り、子や孫、知り合いの家族で野菜作りを始めました。種を蒔いたり、手入れをする中で、土に触れて自分たちで育てた作物を収穫する喜びを、農業を通して孫たちに教えていきたいとのこと。また、以前から食育に関心のあった譲受人は、自身が農地を所有し、自然農法に近い方法で米作りをし、できるだけ農薬を使わず米を収穫し、家族や、将来的には、子供食堂へ提供していきたいとのこと。申請地を選んだ理由は、知り合いの不動産屋に依頼し、国府地区で農地を探していたところ、相続で取得した農地を売りたいと希望している譲渡人が見つかり、農地6筆を譲り受ける話がまとまりました。農業経験がないことから、国府農協にも相談し、アグリサポートセンターと農作業に関する契約をし、サポートを受けながら水稻に取り組むそうです。自然農法に近いため、周辺農地への影響も考慮し、耕作は農地から控えるよう配慮する計画です。農機具は、アグリサポートセンターからリース予定のため、機械の保有状況、就農計画等に問題はないように思われます。今後の目標は、ネット等も利用し、できるだけ販売の収益を上げていくとのこと。結論として、今回の3条許可申請については、就農計画等に問題は無く、国府地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。それでは、次の議案の審議に移ります。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページを御覧ください。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っており、今月は2件ありますが、ともに申請人自身が経営する会社に貸す、追認案件となります。1番は、申請人が露天貸資材置場及び倉庫に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分され、申請地4筆が隣接して一体利用されております。一般基準について、申請人は、平成8年頃から土木建築業を営み、その後、仕事が多くなったため、平成10年頃に自身が所有する本件申請地を資材置場として利用するため、整地及び倉庫を設置して、現在に至っております。

す。この度、資材置場として継続利用するために一部整地することを計画しましたが、地目が農地のままであることがわかり、本件申請に至ったもので、事業所からの距離も500mと近く、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、設置当初に農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。転用面積についてですが、1,000㎡を越えて大規模であるため、今月14日に多家良地区の委員さん3名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

2番は、申請人が露天貸駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、申請人は、飲食店を経営しており、本件申請地を来客用の露天駐車場とするものです。この飲食店の駐車場については、昨年の7月総会において本案件と隣接する土地を駐車場として増設する5条申請が許可されております。今回の申請地は、当初から駐車場として利用されていたものであり、昨年に許可した駐車場と一体利用することから、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、設置当初に農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

第2号議案は、以上2件で、転用面積は、田1,766㎡、畑109㎡の計1,875㎡。転用目的の内訳は、全て駐車場・資材置場になります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の井川推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井川推進委員 今月14日の午後2時から1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岸本委員と私と石田推進委員、転用者側2名、事務局2名の7名です。申請対象の農地は、丈六コミュニティセンターから東へ約100mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。申請人は、土木・建築業を営んでおり、多くの資材を扱うことから、自身が所有する農地を露天貸資材置場に転用しようとするものです。土地の造成については、現状のままで一部整地を行い、排水については、雨水のみで、地下浸透とし、地元の土地改良区からの意見書及び排水同意書も提出されています。先程、事務局から説明がありましたとおり、現地は、既に転用行為が行われていますが、地区審査の当日には転用者本人も立会し、今後は法令を守り、転用計画通り実施することを確認しております。

その他、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、多家良地区の委員は、許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。
それでは事務局、議案の説明をお願いします。
- 事務局 第3号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。まず、16番案件についてですが、添付書類が一部不備のため、今回の議案から削除し、保留とさせていただきます。書類が揃い次第、来月以降、挙げさせていただきます。
それでは、議案書3ページから、御覧下さい。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。
1番は、譲受人が使用貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、土木建築業を営んでおり、事業所から道を隔てて隣接する申請地を、資材置場として利用することを計画したもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに転用行為が行われており、このたびの申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。
2番は、譲受人が地上権を設定し、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準については、譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、今後耕作の見込みがない申請地を有効利用すること計画し、申請に至ったもので、発電設備の概要は、ソーラーパネル300枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,050万円、全額を借り入れ資金とする融資証明の提出が有り、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、太陽光発電施設で転用面積が1,500㎡を越えて大規模であるため、今月の14日に多家良地区の委員さん3名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。
3番は、譲受人が賃貸借権を設定し、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギーの売電事業を営んでおり、申請地が太陽光発電施設のための好条件を備えており、既に市道と水路、太陽光発電施設に囲まれた立地条件であることから、土地所有者と協議も進み、申請に至ったものです。発電設備の概要は、ソーラーパネル324枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,500万円、全額を自己資金とする証明書等の提出が有り、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。
4～5番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。この2件は、譲受人が所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、数十年前から耕作放棄地となっている申請地を有効利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても、隣接農地が存在しないため問題は見受けられませんが、太陽光発電施設で転用面積が1,500㎡を越えて大規模であるため、今月の14日に勝占地区の委員さん4名、事務局2名、

転用者側1名により地区審査を実施しました。

6番は、譲受人が賃貸借権を設定し、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、自動車の販売業務を営んでおり、現在は少し遠方に駐車場を借りていますが、本年度一杯で返却予定となっています。その代替地を探していたところ、事業所に隣接する土地所有者と話がまとまったため、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の14日に勝占地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

7番は、譲受人が使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、現在は借家暮らしですが、子供の成長とともに手狭になってきたため、実家に隣接する親所有の申請地に、新居を構えることを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

8番は、譲受人が所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、近隣にマンションを所有しており、従来から所有する駐車場では不足がちとなってきたため、隣接する申請地を追加の駐車場として利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

9～10番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。この2件は、譲受人が所有権を移転し、露天貸駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準については、譲受人は、自身が測量会社を経営しており、事業の拡大に伴い、駐車場不足により路上駐車が増え、近隣に迷惑をかけていました。本社近くで業務車両及び従業員の駐車場用地を探していたところ、土地所有者との話がまとまったため、個人から会社への貸駐車場として利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

11番は、譲受人が所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、個人で工務店を営んでおり、現在借地している資材置場は、車両の出入りを優先しているため、十分利用できていないのが現状です。そこで、近隣であり、自己所有できる資材置場を確保することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

12番は、譲受人が賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、機械器具の販売業務等を営んでおり、現在利用中の資材置場が手狭となってきています。また、現在利用中である資材置場の中には、進入路の狭さから大型車の出入りに支障がある土地があります。そこで、現に利用する資材置場の中で、

使い勝手の良い土地である隣接地を、追加の資材置場として利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の17日に不動地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側5名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

13～14番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。この2件は、譲受人が賃貸借権を設定し、作業ヤードに一時転用するものです。立地基準については、公共投資の対象となっている甲種農地です。一般基準について、譲受人は、公共工事である排水機場増設のため、周囲に作業ヤードが必要となり、申請に至ったもので聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、甲種農地であるため、今月の17日に川内地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。

15番は、譲受人が所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準については、譲請人は、畳の製造販売を主とするかたわら、再生資源燃料に関する事業も手掛けており、太陽光発電が実施できる土地を探していました。土地所有者は、申請地から遠方に居住していることから、耕作が困難となり売却を考えていたため、話がまとまり、申請に至ったもので、発電設備の概要は、ソーラーパネル792枚、出力199.80kW規模のもので、事業費総額8,900万円、全額を借り入れ資金とする融資証明の提出が有り、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、太陽光発電施設で転用面積が1,500㎡を越えて大規模であるため、今月の17日に川内地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

17番は、譲受人が所有権を移転し、倉庫及び露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、徳島県警職員ならびにその家族の福利厚生への援助を目的としており、売店や職員食堂を運営しています。近年では、事務機器等も取り扱うようになり、保管スペースが不足していました。そこで職員宿舎と隣接する申請地に、倉庫とそれに付随する駐車場を設置することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、第1種農地であるため、今月の17日に川内地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

18～21番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。この4件は、譲受人が賃貸借権を設定し、資機材置場として一時転用の更新をするものです。立地基準については、公共投資の対象となっている第1種農地です。一般基準について、譲受人は、土木建築工事を営んでおり、高速道路建設に伴い、資機材置場として一時転用の許可を受けていましたが、工期延伸が必要となり、一時転用の更新申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、第1種農地であるため、今月の17日に川内地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

22～25番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。この4件は、譲受人が賃貸借権を設定し、資機材置場及び迂回路用地として一時転用の更新をするものです。立地基準については、公共投資の対象となっている第1種農地です。一般基準

について、譲受人は、公共工事である、橋梁仮設及びその両端の道路整備を行うため、一時転用の許可を受けていましたが、工期延伸が必要となり、一時転用の更新申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、第1種農地であるため、今月の17日に川内地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。

26番は、譲受人が賃貸借権を設定し、工用道路及び土砂仮置場に一時転用するものです。立地基準については、公共投資の対象となっている第1種農地です。一般基準について、譲受人は、公共工事である排水機場新設工事のため、使用する建設機械及び運搬車両が大型であり、仮設道路の整備が必要となり、申請に至ったもので聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、第1種農地であるため、今月の17日に川内地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。

27番は、譲受人が使用貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、公共投資の対象となっている甲種農地ですが、集落接続の例外規定に該当し、農地を分断する恐れはありません。一般基準について、譲受人は、土木建築業を営んでおり、現在利用している倉庫が手狭になってきていることに加え、小学校にも近く、危険が伴う状況もあります。そこで、保有資材の中で露天管理できるものを選別し、安全面の向上も含め、申請地を保管場所として利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、甲種農地であるため、今月の18日に国府地区の委員さん1名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

28番は、譲受人が所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準については、譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、申請地が太陽光発電施設のための好条件を備えており、土地所有者も今後の耕作の見込みがないことから、協議も進み、申請に至ったものです。発電設備の概要は、ソーラーパネル308枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,000万円、全額を自己資金とする証明書の提出があり、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

29番は、譲受人が使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、現在両親とともに暮らしていますが、実家から近隣で生活環境も良いため、自らの居宅を新築することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第3号議案は、保留が1件、他28件で、地目は、田が24,469㎡、畑が8,018.44㎡、計32,487.44㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地888㎡、駐車場・資材置場16,879.44㎡、その他施設用地14,720㎡です。以上、御審議をよろしくお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、多良地区の井川推進委員

さん、転用計画の内容等について、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井川推進委員 今月14日の午後1時半から2番案件の地区審査を実施したので報告します。参加者は、私と岸本委員、石田推進委員、転用者側2名、事務局2名の7名です。申請対象の農地は、とくしま植物園から南西へ約2kmに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定して太陽光発電施設に転用しようとするものです。土地の造成については、整地後の敷地全体に防草シートを敷きつめ、周囲にはフェンスを新設することです。排水については、雨水のみを地下浸透とする計画であり、審査当日にも確認しましたが、地元土地改良区や水利組合は管轄外であるため、上申書だけが提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、多家良地区の委員は、一致して問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、4～6番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 今月14日の午後3時より、4～6番案件で地区審査を実施したので報告します。参加者は、野口委員、大平推進委員、岸野推進委員と私の委員4名、転用者側は各案件に1名、事務局2名の7名です。4～5番の申請地は、旧徳島県自動車運転免許試験場から東へ約1.3kmに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して太陽光発電施設に転用しようとするものです。大規模な転用計画ですが、隣接する農地は無く、年に1回メンテナンスを行い、併せて適宜、敷地内の草刈りも実施することです。排水についても、雨水のみを地下浸透とする計画ですが、地元土地改良区や水利組合も存在せず、上申書だけが提出されています。

次に、6番の申請地は、方上小学校から南西へ約850mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。こちらの申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定して露天駐車場に転用しようとするものです。造成については、出入りのために道路の高さまで1.5m程を盛土し、他の隣接地へは緩い勾配の土羽付けとする計画です。排水については、雨水のみで、上申書及び地元水路管理者からの同意書が提出されています。

結論として、今回の全ての申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、勝占地区の委員は、一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、12番案件の地区審査に参加していただいた、不動地区の久米委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

久米委員 今月17日の午前10時より12番案件の地区審査を実施したので報告します。参加者は、私と増井推進委員、転用者側5名、事務局2名の9名です。申請対象の農地は、JA北部営農経済センターから北へ約800mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、進入用の隣接道

路まで盛土し、砕石を敷きつめる計画です。排水については、雨水のみであり、地元
の土地改良区から意見書及び排水同意書も提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たして
おり、周辺農地に対する被害防除措置についても配慮されており、不動地区の委員は、
一致して問題ないと判断しました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、13～15番、18～26番案件の地区審
査に参加していただいた、川内地区の細川委員さんと植田委員さん、転用計画の内容
等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員 今月17日の午後1時30分より13番案件他、多数案件の地区審査を実施しまし
たので報告します。参加者は、植田委員さん、兼田推進委員さん、住友推進委員さん
と私の委員4名、事務局2名、転用者側は15番案件では1名、18～21番案件
では2名です。

15番案件ですが、場所は、徳島自動車道徳島インターチェンジから西へ約800
mに位置し、このあたりは、公共投資の対象となっていない小規模の農地で、第2種
農地に区分されるとのことです。今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間
で所有権を移転して、太陽光発電施設に転用しようとするものです。造成については、
整地のみを行い、周辺にフェンスを新設する計画であり、排水については、地元土地
改良区から意見書が提出されています。申請地の西側には太陽光発電施設が既に設置
され、北側は道路で、東側には耕作放棄地があります。南側には里道を挟んで畑があ
るくらいで、周辺農地への影響は少ないと感じました。

次に、18～21番案件ですが、場所は徳島自動車道徳島インターチェンジから東
へ約1.5kmと北東へ約2kmに位置し、このあたりは、公共投資の対象となっ
ている農地で、第1種農地に区分されるとのことです。

今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、資機材置
場として、一時転用の更新をしようとするものです。地区審査時も四国横断自動車道
の建設中であり、一時転用を更新するための申請には、地元土地改良区からの意見書
及び排水同意書も提出されているようです。

今月の川内地区での案件が多いため、ここで交代させていただきます。

植田委員 引き続き、川内地区の地区審査について報告します。

13～14番案件、22～26番案件については、徳島市の公共工事に関する申請
であり、転用者側は計3名でした。13～14番案件の場所は、徳島自動車道徳島イ
ンターチェンジから東へ約2kmに位置し、公共投資の対象となっている農地で、甲
種農地に区分されるとのことです。申請内容は、土地の所有者と譲受人との間で賃
貸借権を設定し、作業ヤードとして、一時転用しようとするものです。

次に、22～25番案件の場所は、徳島自動車道徳島インターチェンジから北東へ
約2kmに位置し、公共投資の対象となっている農地で、第1種農地に区分される
とのこと。申請内容は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、資機材
置場及び迂回路用地として、一時転用の更新をしようとするものです。

26番案件の場所は、徳島自動車道徳島インターチェンジから北東へ約1kmに位
置し、公共投資の対象となっている農地で、第1種農地に区分されるとのことです。
こちらの申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、工事用道路及び
土砂仮置場として、一時転用しようとするものです。概要を説明した3種の転用申請
は、徳島市の担当課が管轄しており、公共工事に伴う一時転用であり、計画性が高く、
周辺への配慮も伺えます。排水については、地元土地改良区から意見書及び排水同意

書がそれぞれに提出されています。公共工事に関する申請だけでなく、今回の地区審査の対象となった、全ての申請について、周辺の農地に対する被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可となる条件を満たしており、川内地区の委員は一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして、27番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月18日の午後2時から27番案件の地区審査を実施したので報告します。参加者は、私と、転用者側1名、事務局2名の4名です。申請対象の農地は、国府中学校から北東へ約1kmに位置しており、甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で使用貸借権を設定して、露天資材置場に転用しようとするものです。排水については、雨水のみで、北側は道路、東側及び南側は水路に面しており、地元の土地改良区との協議もまとまっているようです。また、今回一部転用の申請地を造成する際には、除草作業後に整地を行う計画ですので、同地番内の除草作業も同様に実施し、管理状況の改善に努めることをお願いしました。

結論として、今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしているため、国府地区の委員として、問題は無いと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、16番は保留とし、1～3番案件と6～11番、17番、27～29番案件を議案書のとおり許可すること、4～5番、12～15番、18～26番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については、16番は保留とし、1～3番案件と6～11番、17番、27～29番案件を議案書のとおり許可すること、4～5番、12～15番、18～26番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第4号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についての審議を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議について御説明します。議案書8ページからを御覧下さい。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

5番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

6番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

7番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地の一部について、徳島市へ寄付、国土交通省へ売却されておりますが、その他の対象地は全て納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第4号議案は、以上7件で、税務署に報告しようとするものです。対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、計●●●㎡となります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第4号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議については、全案件を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第5号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条第1項に定める、議事参与の制限の規定に基づき、野口 俊廣委員、谷川 興一委員、朝田 三郎委員に御退席をお願いします。なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第5号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書11ページを御覧下さい。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

今月は、新規設定が4件、再設定が5件で合計9件となっており、そのうち、賃貸借権が3件、使用貸借権が6件となっております。

設定しようとする土地の地区別の内訳は、1番が勝占地区・10筆・1件、2番が八万地区・2筆・1件、3～4番が応神地区・3筆・2件、5～6番が北井上地区・2筆・2件、7～9番が国府地区・6筆・3件、となっております。

利用権設定については以上で、田9筆10,927㎡、畑14筆9,438㎡の合計23筆20,365㎡となります。

続きまして、利用権移転の説明に移ります。議案書13ページを御覧下さい。

1番は、平成30年12月25日から3年間の賃貸借権設定がされている貸借の残りの期間を移転するものです。

利用権移転については以上1件で、田4筆2,929㎡となります。

第5号議案の説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委

員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第5号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について御説明します。

議案書14ページを御覧下さい。1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。15ページに渡り9件受理しました。

16ページを御覧下さい。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

17ページを御覧下さい。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。2件受理しました。

18ページを御覧下さい。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。21ページに渡り21件受理しました。

22ページを御覧下さい。5番は、農地法第18条第6項の処理についてです。3件受理しました。

23ページを御覧下さい。6番は、農地であることの証明についてです。3件証明しました。

24ページを御覧下さい。7番は、転届出(4条届出)の取消についてです。1件取消しました。

25ページを御覧下さい。8番は、転届出(5条届出)の訂正についてです。2件訂正しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和2年2月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

次回は3月25日(水)の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

(午後4時20分)